

猪名川町告示第37号

猪名川町乳児等通園支援事業の認可に関する要綱をここに告示する。

令和8年3月20日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町乳児等通園支援事業の認可に関する要綱

令和8年3月20日

要綱第27号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、法第34条の15に規定する乳児等通園支援事業を行おうとする者に係る認可（以下「認可」という。）の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(認可等の基準)

第2条 認可の基準は、法、施行規則、猪名川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第21号）及びその他関係法令等に定めるところによる。

(認可の申請)

第3条 法第34条の15の規定により、乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(認可の決定等の通知)

第4条 町長は、前条の認可を決定する場合は、乳児等通園支援事業認可決定通知書（様式第2号）を、認可を不相当とする場合は乳児等通園支援事業認可不承認通知書（様式第3号）を当該申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 施行規則第36条の36第3項に規定する事項を変更するときは、乳児等通園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）（様式第4号）によるものとする。

2 施行規則第36条の36第4項に規定する事項を変更するときは、乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他の設備の変更等）（様式第5号）によるものとする。

3 町長は、前2項の届出があった場合は、その内容を審査し、乳児等通園支援事業者認可変更承認・不承認通知書（様式第6号）を前条の規定により認可を受けた者（以下「事業者」という。）に通知する。

(廃止又は休止の申請)

第6条 乳児等通園支援事業を休止又は廃止しようとする事業者は、法第34条の15第7項の規定に基づき、乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は乳児等通園支援事業休止・廃止承認通知書（様式第8号）を、不適當と認めた場合は乳児等通園支援事業休止・廃止不承認通知書（様式第9号）を事業者へ通知するものとする。

（認可の取消し）

第7条 町長は、法第58条第2項の規定により認可を取り消すときは、乳児等通園支援事業認可取消通知書（様式第10号）により、事業者へ通知するものとする。

（立入調査）

第8条 事業者は、町長が事業者の施設に対し、定期的に行う一般立入調査及び必要と認めるときに行う特別立入調査（以下「立入調査等」という。）に協力しなければならない。

2 立入調査等は、調査の期日その他必要な事項を事業者へ通知し行うものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。

（事故報告）

第9条 事業者は、事業を実施している中で事故が発生した場合には、乳児等通園支援事業事故報告書（様式第11号）により、町長に速やかに報告するものとする。

（関係書類の保存）

第10条 事業者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

（個人情報保護）

第11条 事業に携わる者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童又はその家族の個人情報等を漏らしてはならない。この場合において、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

乳児等通園支援事業認可申請書

年 月 日

猪名川町長 様

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15の規定による認可を受けたいので、以下のとおり申請します。

1 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		
設置者・事業者の代表者	フリガナ	職名	
	氏名	生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日		

2 関係書類

別紙のとおり

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

乳児等通園支援事業認可決定通知書

年 月 日付で申請のあった乳児等通園支援事業については、児童福祉法第34条の15第5項の規定により次のとおり認可します。

1 乳児等通園支援事業の事業所の名称

2 事業の種類 一般型乳児等通園支援事業
余裕活用型乳児等通園支援事業

3 乳児等通園支援事業の事業所の所在地

4 定 員 名

5 設置年月日

様

猪名川町長

乳児等通園支援事業認可不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、下記により不承認としたので通知します。

記

理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、猪名川町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、猪名川町を被告として（訴訟において猪名川町を代表する者は猪名川町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第5条関係）

乳児等通園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）

年 月 日

猪名川町長 様

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項に変更がありましたので、児童福祉法施行規則第36条の36第3項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	事業所の名称
<input type="checkbox"/>	事業所の種類
<input type="checkbox"/>	事業所の位置（所在地）
<input type="checkbox"/>	（法人又は団体の場合）定款、寄附行為その他の規約

3 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4 関係書類

別紙のとおり

様式第5号（第5条関係）

乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他の設備の変更等）

年 月 日

猪名川町長 様

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項を下記のとおり変更したいので、児童福祉法施行規則第36条の36第4項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
<input type="checkbox"/>	事業の運営についての重要事項に関する規程
<input type="checkbox"/>	経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員

3 変更内容

変更内容

変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4 関係書類

別紙のとおり

様

猪名川町長

乳児等通園支援事業者認可変更承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可の変更については、下記のとおりとしたので通知します。

記

承認

不承認

理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、猪名川町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、猪名川町を被告として(訴訟において猪名川町を代表する者は猪名川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第6条関係）

乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書

年 月 日

猪名川町長 様

所在地 _____

申請及び届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第7項の規定による認可の廃止又は休止をしたいので、以下のとおり申請及び届出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話: _____ メール: _____
廃止又は休止及び 廃止の理由	
現に乳児等通園支援を 受けている児童 に対する措置	
廃止又は休止 予定年月日	年 月 日

<p>(廃 止 の 場 合) 財 産 処 分</p>	
----------------------------------	--

様式第8号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

乳児等通園支援事業休止・廃止承認通知書

年 月 日付で申請のあった乳児等通園支援事業の休止・廃止については、承認したので通知します。

1 乳児等通園支援事業の事業所の名称

2 事業の種類 一般型乳児等通園支援事業
余裕活用型乳児等通園支援事業

3 乳児等通園支援事業の事業所の所在地

4 休止・廃止予定年月日（期間）

年 月 日
(年 月 日から 年 月 日まで)

様

猪名川町長

乳児等通園支援事業休止・廃止不承認通知書

年 月 日付で申請のあった乳児等通園支援事業の休止・廃止については、下記により不承認としたので通知します。

記

理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、猪名川町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、猪名川町を被告として(訴訟において猪名川町を代表する者は猪名川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

乳児等通園支援事業認可取消通知書

年 月 日付け 第 号で認可を行った乳児等通園支援事業の認可については、下記のとおり取消しますので、通知します。

記

- 1 事業所名
- 2 事業の種類 一般型乳児等通園支援事業
 余裕活用型乳児等通園支援事業
- 3 所在地
- 4 認可取消しの理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、猪名川町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、猪名川町を被告として(訴訟において猪名川町を代表する者は猪名川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であって

も、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

乳児等通園支援事業事故報告書

事業所名			記入者氏名			
事故に あつた児童	フリガナ ----- 氏名		住所		年齢	
保護者氏名						
発生日時	年 月 日 曜日 時 分頃					
発生場所						
発生時の体制	児童数		教育・保育 等従事者数			
児童の症状	負傷箇所					
	負傷内容					
事故に至る 経過及び発生 後の処置 *当日登園 時からの健康 状況、発生時 の処置、経過 、当該児童の 保護者への連 絡を含め、可 能な限り詳細 に記入	日時	内容				
医療機関で の処置	医療機関 名					
	傷病名					
	処置					

事故発生の 要因や今後 の防止策等	
-------------------------	--